

5 議事録

佐野会長 皆さん、おはようございます。今回も皆さんのお元気な顔を拝見いたしまして、大変うれしく思っております。改めて体調の思わしくない方は、大変恐縮ですが、今からでも退席していただきたいと思えます。大丈夫でしょうか。

それでは、ただいまより令和2年度第2回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の出席委員の状況について報告をお願いいたします。

賃金室長 本日、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名、出席者数14名でございます。欠席委員は嶺岸委員です。なお、本日、傍聴者が4名いらっしゃいます。

佐野会長 ありがとうございます。一応別室のほうで御覧になっていただいているわけですね。

賃金室長 はい。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることにいたします。

また、本審議会の議事録署名人をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長 配付資料の確認になります。開きまして、資料ナンバーが入っているNo.1からNo.4の番号に沿って、資料が綴られているかと思えます。

No.1、特定最低賃金の改正決定の申出状況。

No.2、クリップ止めした厚い資料になっておりますが、第2回目安に関する小委員会の配付資料。

№. 3、第3回目安に関する小委員会配付資料。

№. 4、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について。

そのクリップ止めの内訳としまして、4-1、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告。4-2、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解となっております。

不足等のある方は申し出ください。

佐野会長 大丈夫ですか、皆さん。もしよろしければ議事に入りたいと思います。

議題1は、特定最低賃金の改正決定に関する必要性の有無の諮問についてでございます。説明をお願いいたします。

賃金室長 では、事務局から御説明いたします。資料№. 1を御覧ください。非鉄金属、電子部品、輸送用機械、光学機械、自動車小売の各関係労働団体から特定最賃の改正決定に関する申出があり、申出要件について審査をしたところ、いずれも3分の1以上の労働協約または合意という要件を満たしていることを確認いたしました。

そのため、本日、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただくことといたしました。

以上です。

佐野会長 確認ですけれども、百貨店・総合スーパーは出ていないわけですね。

賃金室長 出ておりません。

佐野会長 分かりました。  
では、諮問をお願いいたします。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)  
(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長 皆さん、配付は大丈夫ですね。では、事務局から諮問文を読み上げていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

賃金室長 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。  
別表に記した申出者から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記5件の特定最賃の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。記。

1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号）

2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）

3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）

4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）

5、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）

別表は割愛させていただきます。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、次回の審議会で各特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議することといたします。

続きまして、2番目の議題として、中賃の目安の伝達でございます。地域別最低賃金額改定の目安の伝達についてが出ておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

賃金室長

はい。事務局から目安の伝達をさせていただきます。資料No.4を御覧ください。令和2年7月22日付で、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣宛てに地域別最低賃金改定の目安の答申が出ております。答申文と小委員会報告の順番に読み上げさせていただきます。答申の記の下から読み上げます。

1、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。

2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対して強く要望する。

5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行

確保に支障が生じることないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、4-1に小委員会の報告があります。労働者側見解と使用者側見解を読み上げさせていただきました後、公益委員見解の際に出した様々な要素の概略を説明させていただきます。労働者側見解を全文読ませていただきます。

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れればデフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあったとおり、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的に見ても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティーネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集

中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応を取る必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

続きまして、使用者側見解を全文読ませていただきます。

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に至大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人を超えとリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から、最低賃金の引下げを望む声が大きく聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながら、辛うじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情の配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん、世界が「非常事態」にあることを認識すべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払い能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から、新型コロナ

ウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の経営の影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据置き・凍結すべきと主張した。

この結果、意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったということですが、公益委員見解の中で、様々な要素を勘案して今回の結果となっておりますが、次のページに6点ほど、勘案した事項が書いてありますので、簡単に説明させていただきます。

1点目としましては、こういった感染症の影響の下ではあるけれども、引き続き賃上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、経済の好循環を継続・拡大させ、なお、非正規労働者の処遇改善をすることが社会に求められているということ。

2点目としましては、最低賃金を引き上げた結果、雇用調整の契機となるのは避けなければならないということ。

3点目に関しましては、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超えて雇用者も増加傾向にあるものの、足元ではリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があるということ。

4点目は、改定状況調査の4表に基づく賃金の引上げ、賃金の上昇率や新規の賃上げ妥結状況などプラスの水準も示されているが、その内容は前年より上げ幅は縮小しており、加えて名目GDP成長率も大幅に下落しているということ。

5点目に関しましては、感染症の影響が今の雇用・経済に関する指標というのは、感染症の影響が生じる前のものであることから、直近のこれらの指標についても各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれているから、目安の参考とするには慎重な検討が必要だということ。

6点目は、世界的にこのような感染症が拡大している中、引き続き今後感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さないということが述べられております。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、議題3に移らせていただきます。議題3はその他でございますけれども、各委員の皆様から何かございますか。ないですか。

それでは、事務局から何かございますか。

賃金室長

事務局から特に用意しているものはございません。

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、特にないようですから、議事は全て終了いたしました。

次回審議会ですが、明日の7月28日午前9時30分から、この場  
所で開催いたします。審議会を公開するかどうかですが、主な議題は  
特定最低賃金の必要性の有無の審議で、個別企業の具体的な情報を踏  
まえての議論が予想されますので、審議会運営規程に基づき、会議は  
非公開といたします。

本日の審議会はこれで閉会いたします。

ありがとうございました。